

広島市教育委員会規則第7号

令和7年1月11日

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松井勝憲

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、次の表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）	第6条第1項
広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）	第13条第1項

広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）	第13条第1項
広島市立特別支援学校学則（昭和57年広島市教育委員会規則第21号）	第16条
広島市安佐北食育交流センター条例 施行規則（令和7年広島市教育委員会規則第6号）	第3条第1項

#### 附 則

この規則は、令和8年1月7日から施行する。